

## アイヌ文化環境保全対策調査委員会報告について

### はじめに

本報告書は、2003（平成15）年度から2005（平成17）年度までの3カ年にわたって行われた平取ダム建設計画に関わるアイヌ文化環境保全対策調査をまとめたものである。

#### < 経緯 >

平取ダム建設を含む沙流川水系河川整備計画の実施にともない、アイヌ文化への影響に関する調査が行われるようになった背景の一つは、1997（平成9）年に札幌地方裁判所が下した「二風谷ダム裁判（平成五年（行ウ）第九号・権利取得裁決等取消請求事件）」の判決である。この裁判の結果を踏まえて北海道開発局は平取ダム建設計画にあたって、その予定地についてアイヌ文化環境保全対策を考慮するため、アイヌ文化環境保全対策調査を平取町に委託した。

#### < 報告書構成 >

総括報告書は3部から成っており、第1部は「調査委員会意見とりまとめ」である。第2部に、調査室を中心とした作業の主要データが盛り込まれ、調査委員会として、その膨大な内容を自らの責任において読み解き要点を把握、それをふまえた意見を第3部としてとりまとめた。第3部には委員の個別意見および感想や重要な関係資料、会議記録などが収録されている。

## 第1章 調査の経緯と方針

### < 目的 >

平取ダム及び関連施設の建設工事等が、アイヌの文化的所産および文化継承・振興策等に与える影響について調査し、その後の評価と施策検討等に必要な関連資料・情報と対策案を提示することを目的としている。

### < 基本方針 >

地域住民の参画、専門家との協働によって進める。

シミュレーション（模擬・予想）的検討手法を組み込む。

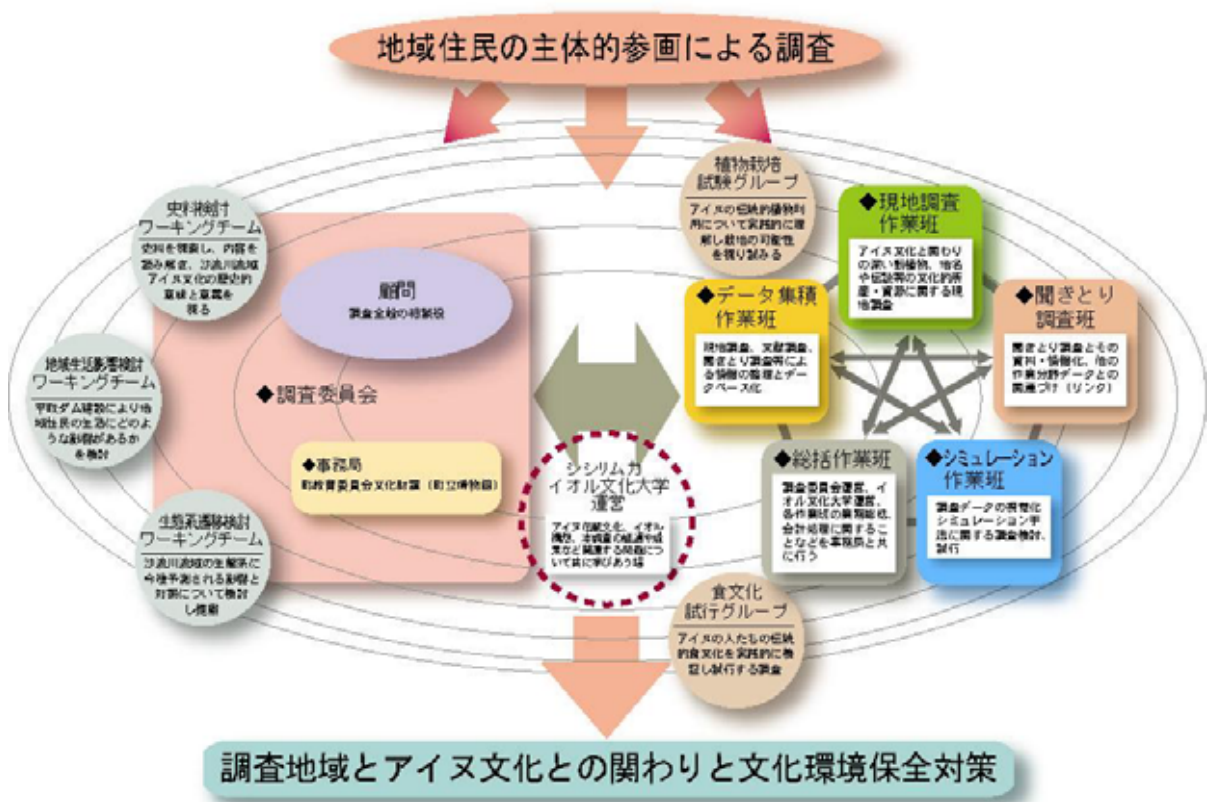
未来志向の創造的、建設的ならびに実践的な「アセスメント」とする。

## 第2章 調査結果の考察

### < 調査の方法 >

調査作業は地域住民からなる調査員によって行われ、「聞き取り調査」・「文献分析調査」・「現地調査」・「データ集積」・「シミュレーション」・「植物栽培試験」の6種類の調査を行った。

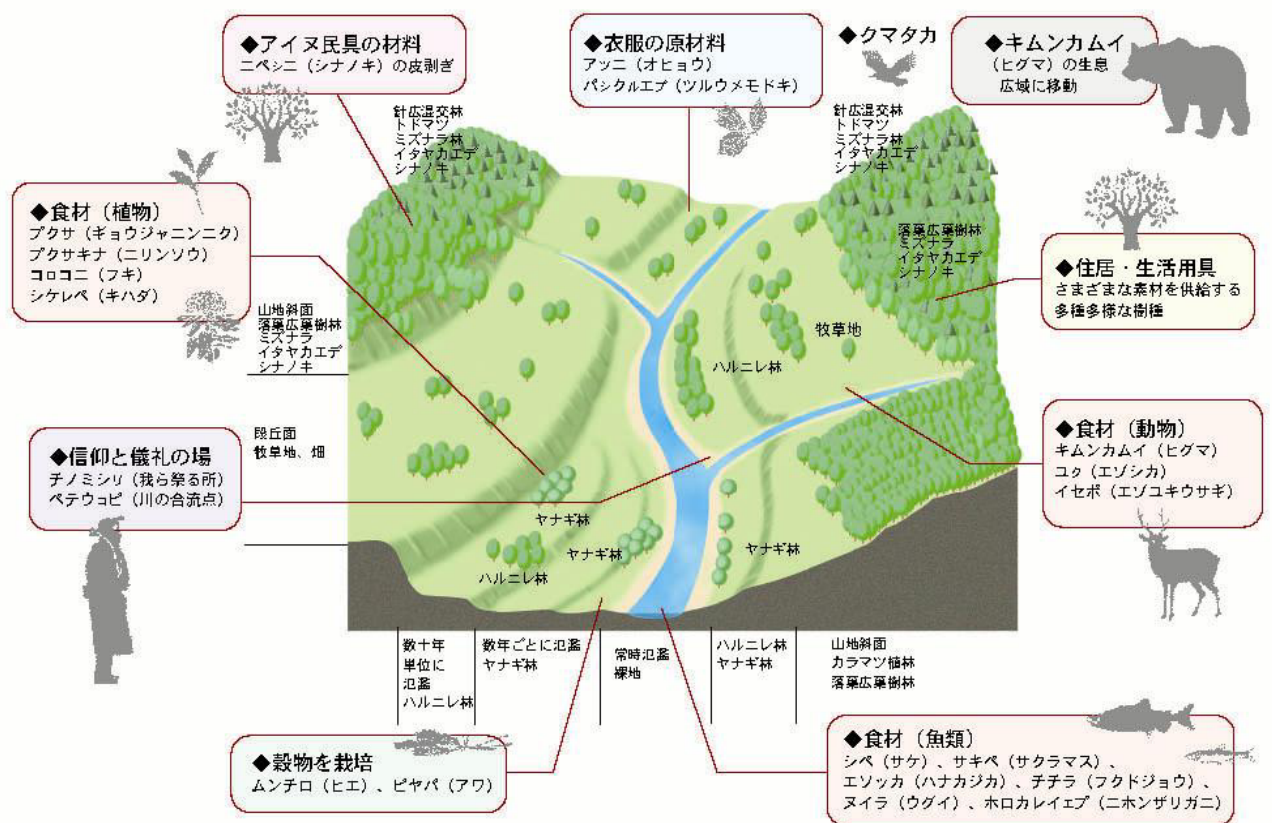
● 図3 調査体制と作業の構成・流れ概念図



< アイヌの文化的・歴史的所産とアイヌの人たちの関わりの現状 >

平取ダム建設予定地は、アイヌの伝統文化に関係の深い自然資源が豊富である。また、そこにある山や川は信仰の対象であったり、アイヌ語地名が数多く残されていたりなどのことから、古くより利用されてきた場所であることがうかがえる。また、現在でも信仰・儀礼の場として利用している人たちがいる。

● 図4 平取ダム建設予定地の自然環境と文化的所産（模式図）

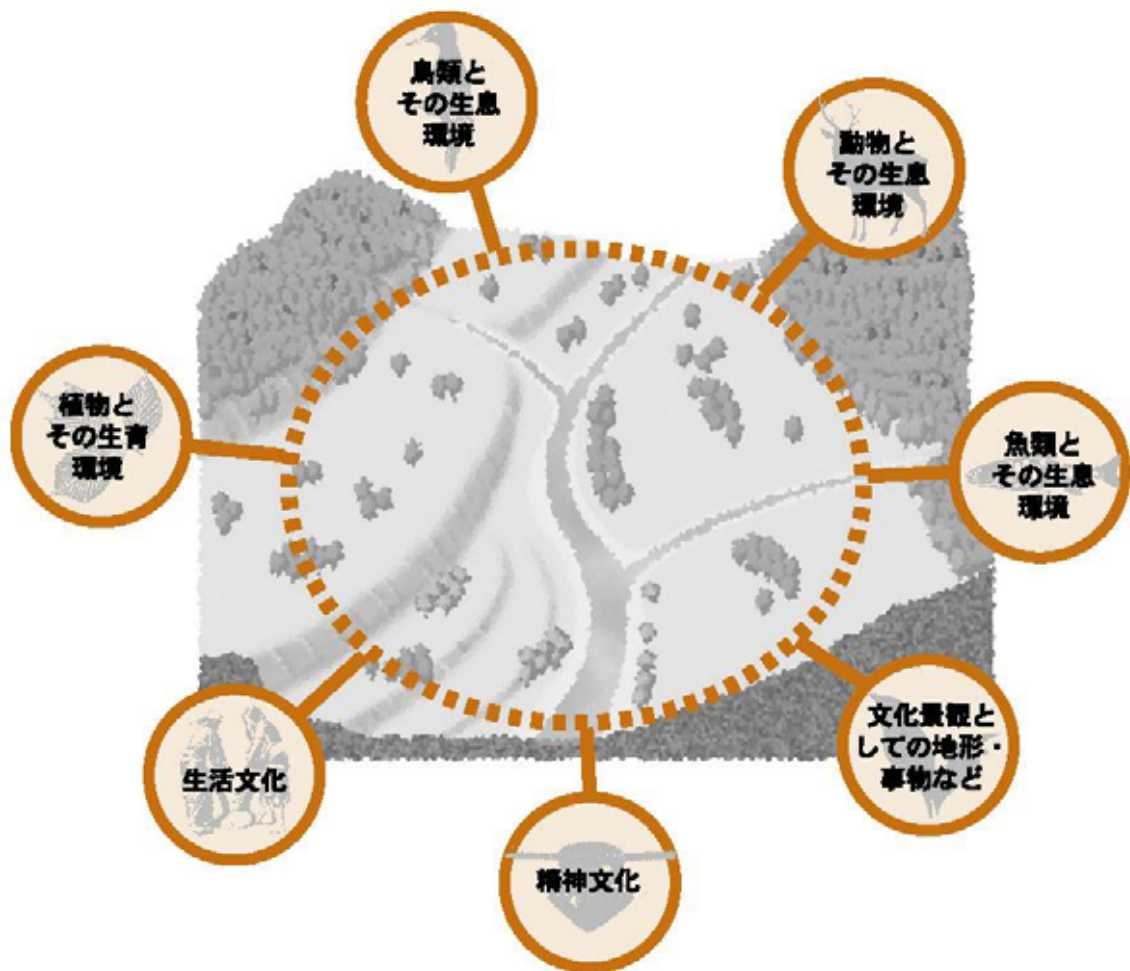


### 第3章 影響が予想される事象

#### <ダム建設の影響と保全対策を検討する観点>

平取ダム建設予定地とその周辺は、歴史的、現代的に、あるいは将来的にもアイヌの人たちの生活に密着した資源をきわめて豊に内包しており、文化継承を図り次代に引き継いでいくための場として重要な意味を有している。

●図5 ダム建設の影響と保全対策を検討する観点



## 第4章 文化環境保全対策に向けて

### < 基本的な原則・方針 >

- (1) 河川整備計画中のアイヌ文化に関する対策の早急な実施
- (2) アイヌ民族の文化享有権を尊重する
- (3) 「イウ和」を鍵となる概念として重視する
- (4) 河川法の目的等を遵守、各種関連施策を活用する
- (5) 沙流川水系全体を保全対策の対象とする
- (6) 地域住民の主体的参画と専門家との協働を継続発展させる

### < アイヌ文化環境保全対策の考え方 >

平取ダム建設と運用による影響を考慮しながら、(1)精神文化、(2)文化景観としての地形・事物・事象、(3)生物とその生存環境、(4)生活文化の4つの観点からアイヌ文化に関する環境保全対策のあり方を提示した。

● 図7 アイヌ文化環境保全対策の考え方（対策事例概念図）



## おわりに

### < 平取ダム建設の際に特別の配慮を必要とする4つの分野 >

第1は、チノミシリなどの信仰の場と対象である。

第2は、さまざまなアイヌ文化に関わる資源確保の場である。植物にしても動物にしても、それは自然科学的な意味を超えた文化的意味を持つものとしての認識が求められる。

第3は、同じく資源確保ではあるが、かつて行われていたことが証明された耕作や栽培の形式などである。古い栽培様式や、コポンチカル(川洲畑)と呼ばれる川の氾濫によって形成された州を利用したいいわゆる川州畑などがそれである。

第4は、文化的意義が詰められるアイヌ語地名や地形の呼び名など、これらはそれを表現する地形などが失われれば消滅することになるから、必ずしも代償措置は容易ではない。しかしその幾つかは何らかの措置によって表現も可能であると思われる。

### < 平取ダムが建設される際に十分に考慮されるべき事項 >

- (1) 平取ダム建設予定地内に存在するチノミシリについては、伝統的なカムイノミを伴う儀礼の様式が持続できるように配慮すること。なお、この点については、当事者ならびに関係団体などと十分協議し合意を求めること。
- (2) アイヌ文化の伝承に必要な素材を十分に得ることができるような場、植物素材についてはそれらを生育させることができ、かつ収穫ができるように措置すること。必要な場合には栽培育成の条件を整備すること。動物や魚類については、それらへの影響を最小化すること。
- (3) かつて行われていた栽培様式が再現でき、それによってアイヌ文化が伝承できるように、かつ、その様式を多くの人々に理解させるために提示できるようにすること。
- (4) アイヌ語の地名に表されている地形などの意味が不明になったり消滅することをできるだけ避けること。あるいは、それらが伝承されるように必要な措置を講ずること。アイヌ語地名を示した地図を作り、地名と意味を表示すること。
- (5) 以上の項目を満足させ、さらにそれらのアイヌ文化を広く理解させるための場として、野外設備では十分でない判断されたものについては、屋内での展示等についても考慮すること。
- (6) この3年間できわめて重要な資料が得られたが、なお幾つかの分野で補完的な調査が必要と思われる。また、ここまで述べた対策や代償措置に関して、位置や形状、方式などを含む具体的な検討が必要になる。それは憲法13条や国際人権規約B規約27条を援用するまでもなく、本調査の経緯を知悉するアイヌ民族の参加を得なければ十分なものとはなり得ない。したがって、本調査委員会とは別に、上記を踏まえた組織によって調査を継続しかつ当該調査に必要な資

料の収集・検討を行うこと。

- (7) 現在までに収集・栽培実験が行われている文化的意義を有する植物群については、その資料的価値ならびに将来の活用への期待にかんがみ、栽培を継続すること。その維持のための措置を何らかの形で行うこと。
- (8) 以上の7点とともに、この「調査委員会意見とりまとめ」の中において述べられた諸見解、とりわけ第4章で提示された文化環境保全対策の考え方や具体案については、真摯に受けとめ、それぞれについてしっかりした対応措置をとるべきこと。

これらの文化的・精神的意義を持つ空間要素の維持ないしは代償措置が必要となるが、それらをどのように維持し、継承するか、そしてそれを誰が、どのようにして行うのが次の命題として出てくる。文化は継承されなければ意味がない。

これらの課題については平取町、北海道ウタリ協会平取支部などが協議し、新たにそれらを支える組織等の設立を含めて今後、詰めた上で、さらに関係機関と協議することが必要であろう。